
神奈川県労働者福祉協議会

政策制度ならびに支援協力の要請

I. 政策・制度の要請

1. SDGs（持続可能な開発目標）の推進

- (1) SDGsと「協同労働の協同組合」の促進・支援

2. 防災・減災対策の強化

- (1) 平時における防災・減災の対策

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

- (1) 教育の機会均等と奨学金制度等の拡充・改善
(2) 食品ロス削減とフードバンク活動の促進

4. 消費者政策の充実・強化

- (1) 多重債務対策の強化

5. 安心して暮らせる地域社会づくり

- (1) 子育て支援の推進
(2) 介護従事者の確保・養成と働き続けられる環境づくり
(3) ケアラーおよびヤングケアラー対策

II. 支援協力の要請

1. 神奈川県労働者福祉協議会への助成について
2. 生活相談事業への支援について
3. 加盟事業団体からの支援協力について

I. 政策・制度の要請

1. SDGs（持続可能な開発目標）の推進

(1) SDGsと「協同労働の協同組合」の推進・支援

人材不足に悩む地域の課題解決や、働きたいと思う誰もが安心して働くことができる、持続可能で活力ある地域社会を実現するため、新しい公共の担い手である協同労働を中心とした、労働者協同組合法の活用について周知、推進すること。

また県内における労働者協同組合活用促進をめざした「神奈川県労働者協同組合促進協議会」への支援をすること。

<背景>

「神奈川県労働者協同組合促進協議会」は、厚生労働省の労働者協同組合活用促進モデル事業であり、神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会が主体となり、協議会として取り組んでいます。事業の目的は、労働者協同組合の活用を通じ、地域課題に対応し、人材不足に悩む地域の必要な担い手を確保しつつ、個々の事情に応じ、多様な働き方が可能となる環境を整備し、働きづらさを抱える人々（ひきこもり経験者等）や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会を創出することを目的とし、創意工夫ある地域の取り組みを支援し、全国展開を図るものです。

【回答 産業労働局】

労働者協同組合法の活用については、県ホームページで周知を図るほか、令和6年11月にフォーラムを実施し、同法の趣旨や活用方法を知ってもらうことで、その意義を共有し、地域に活かし広げていきます。

当該フォーラムでは、同法に関心のある県民や各種団体のほか、県内市町村職員の参加も積極的に呼びかけており、基礎自治体への周知・啓発も図ります。

また、「神奈川県労働者協同組合促進協議会」は、令和6年度、労働者協同組合の周知、啓発を目的としたモデル事業に採択されました。このモデル事業では、神奈川県も協議会の構成員の一員として、県内各地域でのワークショップの開催や地域課題の解決をテーマとした意見交換などについて、関係団体と連携を図りながら、労働者協同組合の認知度を高め、活用を促していきます。

2. 防災・減災対策の強化

(1) 平時における防災・減災の対策

これまで経験した自然災害対応を活かし、都市型地域や郊外・農山村地域など神奈川県内、各地域に対応する避難計画の作成や更新、防災訓練など、県内市町村の各団体や組織と連携し、想定しうる災害に備えること。

とくに福祉分野と防災分野の垣根を越えて、高齢者や障がい者など災害時に支援が必要な方々の個別避難計画の策定や、福祉避難所の開設運営等について市町村をサポートすること。

【回答 暮らし安全防災局、福祉子どもみらい局】

県は、神奈川県地域防災計画に基づき、地震災害、風水害、火山災害等の対策を推進しており、計画には、予防対策、事前対策（避難等）、応急活動対策、復旧・復興対策を位置付け、市町村や防災関係機関、自主防災組織、NPO団体等と連携して取り組んでいます。

なお、災害別のハザードマップ等の避難計画の策定、避難所の指定等については、市町村

の事務であるため、県は、市町村からの相談等に対して、広域自治体の立場から助言等のサポートを行っています。

個別避難計画の作成に関しては、県では、個別避難計画が未作成の市町村課題の調査・把握のために、くらし安全防災局と福祉子どもみらい局がともに直接訪問の上、聞き取り・助言及び指導を行っています。

また、福祉避難所の円滑な運営に向けた、新たな指針作りにも取り組んでいきます。

それに加え、県では、福祉、医療、防災などの関係各課で構成する「福祉避難所市町村サポートチーム」において、福祉避難所の設置・運営や個別避難計画の作成に係る課題や好事例を把握し、市町村会議の場で共有するなど、市町村の取組を支援しています。

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

(1) 教育の機会均等と奨学金制度等の拡充・改善

すべての人々に高等教育を受ける権利が保障され、高等教育を受ける機会が平等であることが重要であり、大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、制度の拡充について国に要望すること。

また県独自の奨学金に関して、各種制度の拡充と周知をすすめ、奨学金返還が負担となっている返済者の個別事情を考慮した負担軽減策を図ること。

<背景>政府は「こども未来戦略」において、今後3年間における集中的な取り組みとして「加速化プラン」を設定し、高等教育の負担軽減を拡大する諸施策を講じるとしていますが、すべての世帯を対象とはせず、世帯の子どもの人数や所得により限定した施策となっています。また、中央労福協のアンケート調査では奨学金の返済負担が生活設計へ影響し、未婚化や少子化の一因になっていることが分かっていますが、「こども未来戦略」では、既に奨学金を返している方々の負担軽減については対応がされていません。

このため、中央労福協では、6月より「教育費負担軽減・奨学金制度改善に向けたアピール」に対する団体賛同および個人署名等を展開することとしています。

【回答 教育局、福祉子どもみらい局】

県教育委員会では、国が実施する高等教育の修学支援新制度の拡充について、全国都道府県教育長協議会等を通じて国に要望しています。

本制度は令和2年度から経済的に困難な学生に向け創設され、令和6年度からは支援対象の拡大等、制度が改正されています。

これまでも制度の更なる拡充等を要望していますが、引き続き要望していきます。

また、高等学校奨学金においては、就職活動中の奨学生や、就職はしているが収入が少ない奨学生については、本県独自の猶予制度により、申請に応じて返還猶予を行っています。

奨学生の中には、猶予ではなく、少額ずつでも毎月返還したいと希望する人もいることから、それぞれの個別の事情を丁寧に伺いながら、無理のない額から返還を始めていただくなど、柔軟な対応を行っています。

令和2年4月に高等教育の修学支援新制度が創設され、一定の要件（住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯）の学生を対象に、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金が合わせて措置されています。

また、県では、これまで、多子世帯への支援の充実や、補助対象となる世帯の拡充、補助額の増額など、制度の拡充を国に要望してきました。

国においても、令和6年度から、新たに多子世帯や理工農系の中間層（年収600万円程度までの世帯）に支援対象が拡大されたほか、令和7年度からは、多子世帯の授業料等を無償とする措置等を講ずることとされており、一定の成果があったと考えています。

引き続き、補助対象となる世帯の拡充や一人当たりの補助額の増額など、国に対してさらなる拡充を要望していきます。

（2）食品ロス削減とフードバンク活動の促進

「神奈川県食品ロス削減推進計画」を着実に推進するため、地域のフードバンク団体の基盤強化に向け、支援策を講じるとともに、災害時においてフードバンクを地域の食料支援施設として位置づけることができるよう、県内各地域に根付いたフードバンク団体の開設と活性化を促すこと。

また家庭での食品ロスを削減するため、県民意識や社会機運の醸成が図れるよう関係機関と連携し、啓発活動をすすめること。

【回答 政策局、環境農政局、福祉子どもみらい局】

生活困窮者を支援する団体と協働して、フードバンクなどの情報を生活困窮者に届ける取組を進めています。

フードバンクの活動について、かながわSDGsパートナーをはじめとする県内の企業・団体に周知することを通じて、賛助会員の増加や運営全般への支援に協力していきます。

かながわSDGsパートナーをはじめとする県内の企業・団体に「フードドライブ」の実施を呼びかけていく中で、フードバンク活動の周知も図っています。

身近な地域内での食の循環については、主に地元市町村による支援が適切であると考えていますので、県では、引き続き、国によるフードバンク活動支援事業などについて、市町村やフードバンクに対して情報提供を行っていきます。

「かながわ子どものみらい応援団」等を通して、フードバンクの支援団体等と地域の子どもの居場所とのマッチングを引き続き後押しするとともに、子ども食堂等の子どもの居場所に関する情報を発信し、食支援団体の活動の後押しをしていきます。

また、家庭における食品ロスの削減に向けて、県の出前講座や広報誌等を通じて、県民、教育機関、市町村、その他関係団体等への普及啓発に引き続き努めていきます。

4. 消費者政策の充実・強化

（1）多重債務対策の強化

多様化する悪徳商法や特殊詐欺の撲滅のため、県民への徹底した注意喚起と各種広報、ならびに新たな手口に対する防犯情報の発信など、取り組みを強化すること。

また民法の改正により、成年年齢が18歳に引き下げられ多重債務の低年齢化など社会問題が懸念されていることから、県が若者を対象に実施しているヤミ金融被害防止の取り組みを継続・強化すること。

【回答 暮らし安全防災局、産業労働局】

県では、消費者被害防止のため、消費者に特にお知らせの必要がある注意情報等を掲載した、チラシ形式の広報紙「かながわ消費生活注意・警戒情報」を作成し、県や市町村のパンフレット等配架場所で配布を行っているほか、ホームページに掲載するとともに、市町村の

協力の下で自治会での回覧や、警察署が行う巡回連絡等にも活用いただいています。また、昨年度2月から生活協同組合の情報紙に概要版等を掲載したり、配信を希望する自治会等には電子メールで定期的に配信したりするなど、多くの方に目にさせていただき取組を進めています。さらに、県及び関東財務局や日本銀行横浜支店、県内の金融機関等で構成する「神奈川県金融広報委員会」の取組として、2024年4月に設立された金融教育推進機構（J-FLEC）と連携しながら、金融情報を提供していきます。

また、県では、ヤミ金融対策として、行政と民間が手を携えて対策を協議するため「神奈川県ヤミ金融対策連絡会議」を設置し、ヤミ金融被害の防止対策について情報交換等の連携を行い、啓発チラシや相談窓口一覧の作成及び配布を通じて、被害の防止に取り組んでいます。特に、成年年齢の引下げに関連して、令和2年度以降、毎年度リーフレットを作成し、県内の高等学校2年生等を対象に配布しています。この取組は今後も継続し、社会経験の少ない若年者のヤミ金融被害の防止に努めていきます。

5. 安心して暮らせる地域社会づくり

(1) 子育て支援の推進

保育士不足解消のため、潜在保育士の再就職支援の取り組みと、保育士修学資金貸付等事業について、支援事業の拡大を図ること。

また保育士等の更なる処遇改善を確実につなげるため、公定価格の見直しや保育士の賃金改善につながる各種施策の推進を引き続き国に求めること。

【回答 福祉子どもみらい局】

県では、これまで、保育士不足の解消に向けて、保育修学資金貸付等事業や保育士・保育所支援センターによる就職支援セミナー・就職相談会の実施などにより保育士確保の取組を進めてきました。

また、保育士の処遇改善については、継続して国に要望してきており、国が処遇改善の取組を始める前の平成24年度と比べると、令和6年度までの12年間で約23%の賃金上げが実現しました。

今後も、県として、保育士確保の取組を進めていくとともに、公定価格の見直しや処遇改善が図られるよう、引き続き国に要望していきます。

(2) 介護従事者の確保・養成と働き続けられる環境づくり

高齢者施設の健全な運営と介護従事者の処遇改善について、原油価格や物価高騰による高齢者施設の支出増加による影響をふまえた基本報酬改定等の財政措置の迅速な実施を国に求めること。

また介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るため、社会的な介護職の理解促進と、介護に携わる人材のすそ野を広げるため、学生や主婦、元気な高齢者など、多様な人材の確保に取り組み、魅力ある職場づくりを促進すること。

【回答 福祉子どもみらい局】

高齢者施設の健全な運営については、長期化する物価高騰に対応するため、介護報酬等の更なる改定を行うことを国に要望しています。併せて、介護報酬等の更なる改定が行われるまでの間は、その代替として国からの直接の補助や新たな交付金の創設など、全国一律の支援を行うことを要望しています。

また、介護従事者の処遇改善については、今後ますます増加する介護ニーズに応えるた

め、他の職種の給与水準を踏まえた更なる改善を図るほか、令和6年度の介護報酬改定で基本報酬が引き下げられた訪問サービス事業者の人材確保、人材資質向上、定着支援に向けた支援方策を検討するよう国に要望しています。

今後も、国の動向を注視し、必要な提案を行っていきます。

介護人材の安定的確保について、県では、広く県民に介護の仕事の魅力を発信し、介護への理解や関心を高め、介護に携わる人材のすそ野を広げるため、「介護フェア」を実施するとともに、県や職能団体で運営するポータルサイト等の各種媒体を活用して、多様な人材の確保に取り組んでいます。あわせて、学生、介護未経験者、他職種からの転職者、元気高齢者等の多様な人材層を対象とした人材確保事業を実施しています。

また、多様な人材層が働きやすい職場となるよう、週休3日制の導入など多様な働き方や柔軟な勤務形態等、効率的、効果的な事業運営について、モデル事業所を選定して検討を行う「多様な働き方導入検討事業」を実施しており、引き続き、介護人材の安定的な確保・育成・定着に取り組めます。

(3) ケアラーおよびヤングケアラー対策

働きながら介護を行う労働者が地域の支援機関と連携し、無理なく仕事と介護の両立を図ることができるよう、情報が必要な方々に伝わる積極的な広報を図ること。

ヤングケアラーに対する支援は、自立的に生きる基礎と人間として基本的な資質を養う重要な時期にケアラーとして関わっていることから、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長および発達、ならびにその自立が図られるよう、地域の「こども家庭支援センター」が有効活用される支援策を講じること。

【回答 教育局、福祉子どもみらい局】

県では、ケアラー支援専門員を設置し、市町村や各種相談窓口等の支援機関同士のネットワーク構築や困難事例の支援に向けた情報提供等を通じて、支援機関の連携強化に取り組んでいます。

また、ケアラー自身や周囲の認知を高めるため、バス広告等による普及・啓発事業を令和6年度に実施します。

次に、近年、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化しており、いじめや不登校、児童虐待の問題に加え、子どもの貧困やヤングケアラー等の新たな課題が顕在化しており、子どもが抱える課題や困難は、より一層複雑になり深刻化しています。

子どもの貧困やヤングケアラーなど家庭環境に困難を抱える子どもたちを学校が把握した際は、児童相談所や市町村福祉部局など福祉の関係機関の支援に繋げる必要があり、学校においては、課題や困難を抱える子どもたちを積極的かつ早期に把握し、適切な支援につなげるための教育相談体制の強化が求められています。

そうしたことから、県教育委員会では、令和5年度から、政令市を除く公立学校において心理の専門職であるスクールカウンセラー等の配置を大幅に拡充するとともに、政令市・中核市を除く公立学校において社会福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカー等の配置を大幅に拡充しました。

また、困難を抱える子どもたちを早期に把握し、プッシュ型（積極的）面談等により、医療や福祉等のアウトリーチにつなげていく仕組みである「かながわ子どもサポートドック」に取り組み、各学校の教育相談体制の充実を図っています。

引き続き、ヤングケアラーをはじめ、学校だけでは解決が難しい困難等を抱える子どもについて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を積極的に活用し、関

係機関と連携しながら支援していきます。

そして、令和6年6月に「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラーが明記されました。

この法改正の施行に伴い、こども家庭庁からはヤングケアラーへの支援に関する通知が発出されており、その中において、「18歳未満のヤングケアラーである児童のうち、要支援児童等に該当する児童については、市区町村のこども家庭センター等においてサポートプランを作成し、包括的かつ計画的な支援を行う必要がある」とされています。

また、「要支援児童等に該当しない場合であっても、一人一人の児童の置かれた状況や本人の受け止めに応じサポートプランを作成するなどし、具体的な支援等について検討すること」とされています。

このように、ヤングケアラーへの支援において、市町村が設置するこども家庭支援センターは大きな役割を担っていることから、市町村に対して、ヤングケアラー支援の強化を図るよう働きかけていきます。

II. 支援協力の要請

1. 神奈川県労働者福祉協議会への助成について

神奈川県労働者福祉協議会は、「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」をめざして、連合神奈川、中央労働金庫・こくみん共済coop、神奈川県生活協同組合連合会等により構成され、労働団体と協同組合等との幅広いネットワークの協働により、社会的な福祉課題の改善・解消に取り組んでいます。また、神奈川県労働者福祉協議会、神奈川県生活協同組合連合会、神奈川県農業協同組合中央会等と設立した「公益社団法人フードバンクかながわ」の運営では、加盟団体ならびに連合神奈川と連携を図り、①食品ロス削減の取り組み、②生活困窮者の支援、③地域コミュニティづくり、④新型コロナ禍での食支援―等、行政や福祉団体と連携を図り積極的に取り組んでいます。これらの県民・市民・労働者への社会的福祉の支援活動をふまえ、神奈川県労働者福祉協議会に対する活動補助金の助成につきまして、引き続き特段のご配慮をお願いいたします。

【回答 産業労働局】

神奈川県労働者福祉協議会が組織・未組織を問わず県内のすべての労働者を対象に実施している相談事業をはじめとした「勤労者福祉事業」等の事業は、県内労働者の福祉の向上に大きく貢献しているとの考えから助成してきました。

依然として厳しい県財政状況下、全ての事業についての検証を進めている状況にありますが、本助成については可能な限り補助金の維持に努めたいと考えています。

なお、貴団体と県の協力関係につきましては、情報交換や情報共有を促進し、講演会やセミナーなどの共催事業や後援事業の推進に努めるなど、より一層の連携を強めていきます。

2. 生活相談事業への支援について

かながわライフサポートセンターが実施する電話相談事業「かながわ生活相談ネット」は、県内で生活する方々の「生活相談の問題解決の場」として活用され、各種専門団体と提携し、奨学金の利用や返済困難者の対応、労働者が抱える介護問題の対応など専門分野の相談窓口を設け、問題の解消に向けたサポートに取り組んでいます。

近年では、新型コロナウイルス感染症の影響も相俟って、対人（家族間含む）や近隣のトラブル、労働や法律に関わる相談のほか、生活する上で発生する様々な悩みや奨学金など県

民が抱える課題の解消に向けて、2023年度は925件の相談を受けました。

県として相談事業に対する一層のご理解と相談機能活用のための周知、および県行政各部門との連携強化につきまして、引き続きのご支援・ご協力を要望します。

【回答 産業労働局】

かながわライフサポートセンターが実施する相談事業は、県内労働者をはじめ、県民の生活を支援する上で大変重要な役割を果たしていることから、広報チラシを県政情報センターや県政情報コーナー等県民の利用の多い施設において配架するなど、引き続き広報への協力、支援を行っていきます。

3. 加盟事業団体からの支援協力について

神奈川県労働者福祉協議会に加盟する福祉事業団体からの支援協力について、次のとおり要望します。

(1) 中央労働金庫神奈川県本部

NISAは2024年1月から非課税保有期間が無期限となり、生涯投資枠はこれまでの2倍以上となる1,800万円に拡充されました。2024年1月～3月期における新規開設口座件数は約170万件であり、前年同期比3.2倍の約1,456万件(2024年3月末)となりました。個人型確定拠出年金(iDeCo、イデコ)の加入者は、昨年7月に300万人を突破し、328万4,971人(2024年3月末)となりました。12月には拠出限度額の改正が予定されています。

「人生100年時代」に自立的で豊かな生活を将来にわたって送るには、若いときから金融知識や判断力(リテラシー)を学ぶことで、家計管理や将来の生活設計、資産形成で困らないように後押しする施策が社会全体で求められています。

金融庁はこれまでの政府、金融広報中央委員会、金融関係団体等の学校や職域での取り組みや連携をさらに強化することから、2024年4月にJ-FLEC(金融経済教育推進機構)を設立しました。

中央労働金庫では2022年4月の成年年齢引き下げを踏まえ、高等学校の学習指導要領の改訂により資産形成も含めた本格的な金融教育が始まるなか、各種教材(DVDおよびワークブック)を活用した講義など、学生の金融教育に取り組んでいます。

かかる状況を踏まえ、安心して暮らせる地域社会づくりに向けて、以下の施策について要請いたします。

県内学校現場(小・中学校、高等学校、特別支援学校等)での金融教育支援を実施するための「自治体」・「行政機関」・「(民間)金融機関」のネットワーク構築について検討いただきたい。

【回答 ぐらし安全防災局、産業労働局】

県及び関東財務局や日本銀行横浜支店、県内の金融機関等で構成する「神奈川県金融広報委員会」では、学校等での金融教育に注力していきます。

昨年度まで県金融広報委員会で実施してきた「金融に関する出前講座」は、2024年4月に設立された金融経済教育推進機構(J-FLEC)に移管し、継続しています。

ヤミ金融被害の防止のため、「神奈川県ヤミ金融対策連絡会議」を設置して対策を検討しており、啓発チラシや相談窓口一覧の作成、配布などに取り組んでいます。

成年年齢引下げに関しては、社会経験の少ない若年者のヤミ金融被害の防止のため、毎年度、リーフレットを作成し、県内の高等学校2年生等を対象に配布しています(令和6年度も継続実施)。

(2) 全国労働者共済生活協同組合連合会神奈川推進本部（こくみん共済 coop）

全国では、台風や線状降水帯等の豪雨による風水害や土砂災害のほか、能登半島地震をはじめとした大規模地震など、自然災害が多発しています。

神奈川県では、このような自然災害に対する被害の最小化を目的として、「神奈川県水防災戦略」にもとづく対策や、地震被害想定調査にもとづく「神奈川県地震防災戦略」により、河川改修、道路・街路整備、施設の耐震化等ハード面の対策とあわせて、県民の皆さまが適切に避難行動をとれるように迅速・確実な情報受伝達機能を強化する等、ソフト面からも様々な取り組みが進められています。

こくみん共済 coop 神奈川推進本部では、共済事業を行う生活協同組合として、火災および自然災害による住宅災害によって無保障者・保障不足者を発生させない取り組みを継続して行っています。しかし、半数近くが自然災害により住宅災害に遭われた場合の生活再建に向けた保障が不十分な状況となっています。

県民の皆さまが安心して暮らせるまちづくりに向けて、引き続き、以下の事項に対するさらなる充実に向けた取り組みを要望します。

- ① 風水害・地震等による被害の最小化に向けた安全・安心なまちづくり
- ② 県民の災害時および災害後の生活再建に向けた「自助の備え」についての情報発信・周知活動
- ③ 将来を担う子どもたちに対するいのちを守る防災・減災教育の充実

【回答 ぐらし安全防災局、福祉子どもみらい局、教育局】

- ① 県は、近年の風水害を巡る政策環境の変化を踏まえ、令和5年3月に「神奈川県水防災戦略」を改定し、「水害からの逃げ遅れゼロ」、「県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減」の2つを目標に掲げ、ハード・ソフトの両面から対策を強化し、取組を進めています。

また、地震についても、令和5年度から2箇年かけて、新たに「神奈川県地震被害想定調査」を実施しているところであり、並行して、県の地震防災・減災対策に関するアクションプランである「神奈川県地震防災戦略」の見直しを進めています。

今後とも、様々な機会を捉えて、住民による自助の備えや、適切な避難行動の促進に関する普及啓発を進めるとともに、水害や地震などによる被害の最小化に向けて、取組を進めていきます。

- ② 県は、災害への備えの1つとして、火災保険及び地震保険についてホームページに掲載し、自助による補償の備えについて啓発・広報を行っています。

また、大規模地震に備えて、事前に確認・準備しておくべき避難場所や非常持出品などについて明示した「地震防災チェックシート」を作成し、県民が発災時に適切な行動ができるよう、必要な情報の確認を推進しています。

さらに、これらの情報に加え、耐震対策や防災タイムラインなど、事前の備えに役立つ最新情報を調べることができるLINE公式アカウント「かながわ防災パーソナルサポート」の運用を令和6年6月に開始しました。

その他にも、携帯型の普及啓発リーフレット「かながわけんみんな防災カード」などの作成や配布、地震発生時の安全確保行動訓練「かながわシェイクアウト」の実施などにより、自助の取組の促進を図っております。

- ③ 県教育委員会では、児童・生徒

て、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料を公立学校に配布するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図っています。

一方、私立学校に通う子どもたちに対しては、国の教育改革推進特別経費を活用した私立高等学校等教育改革推進費補助事業の「安全確保の推進」項目で、私立学校が実施する防災教育の充実に関する取組への補助を行っております。

また、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供しております。

今後も引き続き、私立学校に通う子どもたちに対する防災・減災教育の充実を促進していきます。

(3) (一社)神奈川県労働福祉センター(ワークピア横浜)

ワークピア横浜は安心・安全・清潔を合言葉に会館運営・福祉向上に努めており、幅広い皆様から会議・懇親会・周年記念行事・賀詞交歓会などにご利用いただいております。神奈川県及び関係団体の皆さま方におかれましては、安心してワークピア横浜をご利用されますようお願いするとともに、関係団体の諸会議の開催の際は、当館をご推薦いただくようご協力をお願い申し上げます。

【回答 産業労働局】

ワークピア横浜の利用促進及び県関係機関へのパンフレットの配架等、広報の協力につきましては、関係各課等と調整しながら、引き続き配慮していきます。

以 上